

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日を除く)

目 次

- ◆ 告 示
総合保養地域の重点整備地区における県税の不均一課税に関する条例に規定する不均一課税適用申請書の様式(税務課)
- ◆ 告 示
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)
- ◆ 告 示
保安林の指定の解除(造林課)
- ◆ 告 示
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(漁港課)
- ◆ 選管告示
土地区画整理組合の設立の認可(都市計画課)
- ◆ 選管告示
選挙管理委員会の招集
- ◆ 教委告示
臨時教育委員会の招集(総務課)

告 示

鳥取県告示第二百五十一号

総合保養地域の重点整備地区における県税の不均一課税に関する条例(平成四年三月鳥取県条例第一号)第四条第一項に規定する不均一課税適用申請書の様式を次のとおり定める。

平成四年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(表面)
県税の不均一課税適用申請書

鳥取県知事 氏 名 殿 年 月 日

住 所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

総合保養地域の重点整備地区における県税の不均一課税に関する条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり県税の不均一課税の適用を申請します。

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	資 本 の 金 額 千円	事業年度又は年	年 月 日 から	年 月 日 まで
申	申	申	申	申	申

者	県内の事業所等	所在地	申請に係る この申請に係る 担当者職氏名	
	名 称			
設置した特定民間施設	施設の種類	施設の種類	所在地	年月日
	施設の種類	施設の種類	所在地	年月日
当該特定民間施設を構成する 減価償却資産（所得税法施行 令第6条第1号及び第2号又 は法人税法施行令第18条第1 号及び第2号に掲げるものに 限る。）の取得価額	種 類	種 類	取 得 価 額	千円
	建築物	建築物	建築物	千円
当該特定民間施設	管 轄 税 務 署	管 轄 税 務 署	税 務 署	
当該特定民間施設	青色申告書提出の有無	青色申告書提出の有無	有 ・ 無	
当該特定民間施設	特別償却適用の有無	特別償却適用の有無	有 ・ 無	
当該特定民間施設	特別償却の適用	特別償却の適用	租税特別措置法 第 条第 項	

租税特別措置法第11条の3又は第44条の5の規定による特別償却の適用を受けなかった場合においてはその理由

(裏面)

備考

- 1 この申請書は、一の特定民間施設ごとに提出してください。
- 2 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 不均一課税の適用を受けようとする不動産及び構築物の明細書（別紙1）
 - (2) 特定民間施設を事業の用に供したことに伴って増加する労働者の数の明細書（別紙2）
 - (3) 特定民間施設全体の平面見取図（不均一課税の対象となる資産を明示するものであること。）
 - (4) 不均一課税の適用を受けようとする土地及び建物の詳細な平面図
 - (5) 特定民間施設の土地及び建物の登記簿謄本（公図の写し）
 - (6) 土地売買契約書及びその領収書の写し
 - (7) 建築確認申請書の写し
 - (8) 特定民間施設の建築請負契約書及びその領収書の写し
 - (9) 建物の引渡書の写し
 - (10) 税務官署に提出した特定民間施設に係る「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し
- (11) 特定民間施設が重点整備地区内において承認基本構想に沿って整備された特定民間施設である旨の確認書

合 計			••							••					有・無
-----	--	--	----	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	-----

備考

1 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号及び第2号に掲げる建物及びその附属設備並びに構築物について記載すると。

2 「構造」、「用途」、「耐用年数」及び「種類」の欄は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1の種類の欄、構造又は用途の欄、細目の欄及び耐用年数の欄に掲げる区分に従って記載すること。

3 「特別償却の有無」欄には、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第11条の3第1項又は第44条の5第1項の規定による特別償却の有無について記載すること。

別紙2

特定民間施設を事業の用に供したことに伴って増加する労働者の数の明細書

年又は事業年度 前年又は前事業年度 事業の用に供した年 又は事業年度 翌年又は事業年度 (予定)	月別											
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

備考

1 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者について記載すること。

なお、対象施設の業務の全部又は一部について、一定の要件を具備した委託契約を締結している場合は、委託された者に雇用される者も含むものであるので、当該雇用される者がある場合には、その者を（ ）内に内書きすること。

2 月別の労働者数は、各月末日現在で記載すること。

鳥取県告示第2155十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものとして、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第366十三号）第一条の規定により、次のとおりとする。

平成四年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
森本歯科医院	倉吉市明治町一〇三一二六	平成四年二月一日
郷田薬局	米子市道笑町一丁目一〇八	平成四年二月十五日

鳥取県告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成四年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字上浜一七〇三の六〇〇

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百五十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十三年二月三日 鳥取県指令受河第六百四十六号

三 しゅん功認可の年月日

平成四年三月十日

四 埋立区域

(一) 位置

西伯郡名和町大字御来屋字前河原二九及び五四―二地先公有水面

(二) 区域

イ 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑥の地点と①の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 西防波堤燈台（北緯三五度三〇分三三秒、東経一三三度二九分四八秒）から八四度四五分一三二・五メートルの地点（以下「A地点」という。）から三一七度〇〇分二四・八メートルの地点
- ②の地点 A地点から一八度四五分一〇六・四メートルの地点
- ③の地点 A地点から三六度三〇分一一三・二メートルの地点
- ④の地点 A地点から三九度三〇分七七・五メートルの地点
- ⑤の地点 A地点から四三度四五分六二・〇メートルの地点
- ⑥の地点 A地点から五三度三〇分三四・六メートルの地点

ロ 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑨の地点と①の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 A地点から一九度一〇分一四・一メートルの地点
 - ②の地点 A地点から二四度四〇分二〇六・六メートルの地点
 - ③の地点 A地点から二六度四〇分二七〇・九メートルの地点
 - ④の地点 A地点から二七度〇〇分二六七・〇メートルの地点
 - ⑤の地点 A地点から二七度三〇分二六二・〇メートルの地点
 - ⑥の地点 A地点から二八度二〇分一五七・四メートルの地点
 - ⑦の地点 A地点から二九度三〇分一五二・一メートルの地点
 - ⑧の地点 A地点から三二度四五分一三三・九メートルの地点
 - ⑨の地点 A地点から三六度〇〇分一一四・五メートルの地点
- (三) 面積
- 四、五八三・四四平方メートル
 - イ 三、〇九八・〇三五平方メートル
 - ロ 一、四八五・四〇五平方メートル
- 五 関係図書の閲覧場所
- 名和町役場

鳥取県告示第二百五十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、米子市車尾宮ノ前土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 組合の名称
米子市車尾宮ノ前土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
平成四年三月十三日から平成九年三月三十一日
- 三 施行地区
米子市車尾字倉敷、字浜中砂ノ下、字北宮ノ前、字東宮ノ前及び字西古川尻の各一部
- 四 事務所の所在地
米子市加茂町一丁目一 米子市都市開発部区画整理課内
- 五 設立認可の年月日
平成四年三月十一日
- 六 事業年度
四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法
事務所及び施行地区周辺の掲示場に掲示して行う。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

平成四年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成四年三月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

- 一 日時 平成四年三月十八日(水) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
- 三 議題 平成四年度市町村選管委員・啓発担当者研修会の開催要領について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成四年三月十三日

鳥取県教育委員会委員長 西 圭 介

- 一 日時 平成四年三月二十日(金) 午後三時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 市町村教育委員会教育長の承認について
 - 2 その他